

i マイナンバーカード受付窓口を時間延長しています



マイナンバーカードの普及促進のために、マイナンバーカードの申請、受け取り、マイナポイントの申し込みに関して、担当窓口の開庁時間を次のとおり延長いたしますので、お気軽にお越しください。

本庁

住民課住基戸籍係

毎週水曜日

午後7時15分まで

佐賀支所

地域住民課総合窓口第2係

第2、4水曜日

午後7時15分まで

※時間延長期間

1月25日(水)まで

※延長時間の業務内容については、マイナンバーカードの申請、受

け取り、マイナポイントの申し込みに限ります。

i マイナンバーカード申請サポート(無料)を行っています

◆サポート内容

・顔写真撮影

・マイナンバーカード交付申請の代行

◆お持ちいただくもの

通知カード

QRコード付き申請書

本人確認書類(運転免許証や保険証など)

のいずれか1点

i マイナポイント第2弾の申し込み期限は2月末までです

現在実施中のマイナポイント第2弾の申し込み期限は2月末までです。まだ申し込みをしていない方は、役場でも申し込みのサポートを行っていますので、ぜひご利用ください。

① マイナンバーカード新規取得者(第1弾でまだ申し込みをされていない方を含む)

② 健康保険証の利用申し込みをされた方(すでに申し込み済みの方

含む)

③ 公金受取口座登録をされた方

◆マイナポイントの申込みに必要なもの

1. マイナンバーカード
2. マイナンバーカードに設定した4桁の暗証番号
3. 決済サービスのカードなど
4. 公金受取口座登録を希望する方は預金通帳など

i マイナンバーカードの交付について

マイナンバーカードは、申請してから発行までに約3週間ほどかかります。カードは役場に届き、役場から交付についてのハガキを郵送します。

◆お持ちいただくもの

1. 通知カード
2. 交付案内のハガキ
3. 本人確認書類(左記のAの1点もしくはBの2点。有効期限があるものは有効期限内に限ります)

A

運転免許証・運転経歴証明証(平成24年4月1日以降のもの)・パスポート(旅券)・住民基本台帳カ

B

健康保険証・年金手帳・各種年金証書・生活保護受給者証・児童扶養手当証書・顔写真付きの学生証や、社員証など

◆注意事項

マイナンバーカードの申請、受け取りの際は、必ず申請者本人がお越しください。また、15歳未満の場合は、法定代理人(親権者)の方と一緒にお願いします。

i デジタル庁へ寄せられた健康保険証との一体化に関する質問の回答について(一部抜粋)

Q1 マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、紙の健康保険証を令和6年秋をめどに廃止すると聞きました。マイナンバーカードの取得は任意だと思ってい

ましたが、必ず作らなければいけないのでしょうか。施設に入所している高齢者などマイナンバーカードを取得できない者は

保険診療を受けることができなくなるのですか。

A1 マイナンバーカードは、国民の申請に基づき交付されるものであり、この点を変更するものではありません。また、今までと変わりなく保険診療を受けることができます。

従来の保険証ではなく、マイナンバーカード1枚で受診していただくことで、これまでできなかった、診療記録などをその場で引き出すことができるようになり、データに基づいたより良い医療を受けられるようになります。

このため、デジタル庁・総務省中心に、全力をあげて、施設に入所している方も含め、すべての方々がマイナンバーカードを持ちうるように努めてまいります。

なお、紛失など例外的な事情により、手元にマイナンバーカードがない方々が保険診療などを受ける際の手続については、今後、関係府省と、別途検討を進めてまいります。

Q2 マイナンバーカードと健康保険

証を一体化し、紙の健康保険証を令和6年秋をめどに廃止すると聞きました。マイナンバーカードを健康保険証として使える医療機関も少なく、従来の健康保険証よりも診療報酬が高くなると聞きましたが本当ですか。

A2 現在、保険証利用に必要な顔認証付きカードリーダーなど（オンライン資格確認などのシステム）の設置が進んでおり、令和5年4月からは、全ての医療機関・薬局において、マイナンバーカード保険証を利用して受診ができるようになります。

なお、マイナンバーカード保険証を利用した際の自己負担額は、令和4年10月より改定されています。医療機関で、マイナンバーカードを保険証利用した場合は初診料6円（改定前は21円）、従来の保険証で受診した場合などは初診料12円（改定前は9円）の負担となり、マイナンバーカード保険証を利用した方の費用負担が少なくなりました。

Q3 マイナンバーカードと健康保険

証の一体化後、マイナンバー

カードを落としたり無くしたりした場合、再発行までは保険証が使えないのですか。

A3 紛失などにより速やかにマイナンバーカードを再発行する必要がある場合において、現在お受け取りいただくまでに1〜2か月かかっている期間を、大幅に短縮してまいります。このような場合に、市町村の窓口で申請をすれば、長くても10日間程度でカードを取得することが出来るように検討を進めてまいりますので、しばらくお待ちください。

それでもなお、マイナンバーカードの再発行が終了するまでの間など、例外的な事情により手元にマイナンバーカードがない状態では保険診療などを受ける必要がある場合の手順については、今後、関係府省と連携しながら、丁寧に対応してまいります。

○お問い合わせ

本庁住民課住基戸籍係

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

55-13701

スマートフォン教室
「マイナンバーカード編」
参加者募集

令和4年度デジタル活用支援事業を活用したスマートフォンによるマイナンバーカードの申請講座とスマートフォンの相談受付を開催します。マイナンバーカードは今後、保険証や運転免許証など行政、民間さまざまなサービス利用に活用されることが見込まれています。

まだマイナンバーカードを持っていない方は、手軽なスマートフォンでのカード申請方法をはじめ、スマートフォンの活用方法について相談できますのでぜひご参加ください。

◆日時 2月8日(水)

午後2時〜午後4時15分

◆場所 本庁3階大会議室

◆講師 ドコモショップ四万十東店スタッフ

○申し込み・お問い合わせ

本庁企画調整室デジタル推進係

43-2177

※申し込みは左記QRコードから。



QRコード